

健やかライフ

※ 公告等の記事についてはホームページ上には掲載しておりませんので、内容については本誌をご覧ください。

健保組合ホームページ ▶ <http://www.st-kenpo.or.jp>



CONTENTS

- P2～4 ▶ 2019年度 事業計画・保険料率・予算のお知らせ
- P5 ▶ 「はり、きゅう、あんま・マッサージ指圧」療養費の申請方法が変わります！
ジェネリック医薬品
- P6～7 ▶ 特定保健指導ってどんなこと？
事業所との個人データの共同利用について
- P8 ▶ 一般健診の検査項目の追加等について

2019年度

事業計画・保険料率・予算のお知らせ

2019年2月14日(木)に開催されました第102回組合会におきまして、当健保組合の2019年度の事業計画・保険料率・予算が可決、承認されました。
その概要をお知らせします。

事業計画

2019年度も引き続き、業界で働く皆様とご家族の健康をサポートするため、健康診断の受診促進、医療機関への受診勧奨による疾病の重症化予防等に積極的に取り組んでまいります。

皆様におかれましても、当健保組合の各種保健事業をご活用いただき、ご自身の健康維持・増進に取り組んでください。

重点事業 >> 1 健康診断の実施

加入員の皆様がご自身の身体の状態を確認したり、病気の早期発見、早期治療を目的に健康診断事業を実施しています。

自覚症状のない病気を早期に発見できることもありますので、ご自身の身体の状態を確認するため、健康診断を一年に一度は必ず受診してください

➡【申込方法等の詳細は本誌「健やかライフ4月号」別冊「健康診断・保健指導ガイド」に掲載】

重点事業 >> 2 特定保健指導の実施

将来の生活習慣病を防ぐため、生活習慣を見直すためのアドバイスが受けられる特定保健指導事業を実施しています。

健康診断の結果、生活習慣を見直すための保健指導が必要と判断された場合には、当健保組合よりご案内をします。ご自身の健康保持のため、必ず保健指導を受けてください。

➡【詳細は本誌「健やかライフ4月号」別冊「健康診断・保健指導ガイド」に掲載】

重点事業 >> 3 受診促進通知の実施

健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と判断されながら、その後、医療機関に受診していない方のうち、特に早急に医療機関に受診が必要な方に対して、医療機関への受診を促す通知をご自宅に送付しています。

未受診のまま放置すれば、病気が進行し、重病化する恐れがあります。健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と判断された場合には、必ず医療機関で受診してください。

事業所への 情報提供

通知後も受診が確認できない場合、被保険者については、労働安全衛生法に規定する定期健康診断の検査項目について事業所に情報提供し、事業所と共同して重症化予防に取り組んでいきます。

2019年度に実施するその他の保健事業

【疾病予防・健康管理】

インフルエンザ予防接種の費用補助	10月～1月	健やかライフ 2019年8月号	
医療費のお知らせ	1・3月		
後発医薬品促進通知	6・9・1・3月		
事業所用救急薬品の配付	12月		
被扶養者への健康診断の受診促進	6月		
被保険者向け救急薬品の斡旋	6月～9月 11月～3月	健やかライフ 2019年6月・11月号	
電話健康相談	通年	別冊 保養施設ガイド	19ページ、本誌折込チラシ
育児書の配付			19ページ

【心身の保養・体力づくり】

直営保養所「熱海 薫風荘」の開設	通年	別冊 保養施設ガイド	2～4ページ	
契約保養所の利用補助		別冊 保養施設ガイド	5～16、18ページ	
東京ディズニーリゾートの利用補助			18ページ	
プールの利用補助	7・8月	健やかライフ 2019年6月号		
マス釣り大会の実施	10月	健やかライフ 2019年8月号		
スキーリフト・アイススケートの利用補助	12月～3月	健やかライフ 2019年11月号		

保険料率

当健保組合の2019年度保険料率は次のとおり決定し、現行の保険料率を維持することとなりました。

健康保険料率

千分の98.4 (前年度と同じ)

※事業主と被保険者で折半負担

介護保険料率

千分の16.4 (前年度と同じ)

※事業主と40歳から65歳未満の被保険者で折半負担

●健康保険料率の内訳

区 分			保険料率 (千分率)	内 容
健康 保 険 料	一 般 保 険 料	基本保険料	61.86	健保組合加入者に対する保険給付等に充てる保険料
		特定保険料	35.24	後期高齢者医療制度への「支援金」、前期高齢者医療制度への「納付金」等に充てる保険料
	調整保険料		1.30	健保組合間の財源不均衡の緩和のため健康保険組合連合会へ拠出する保険料
	合 計		98.40	

予 算

当健保組合の2019年度予算の主な内容は次のとおりです。

一般勘定予算 予算総額 148億9,054万7千円

準備金繰入 6億551万8千円

収入不足を補うため、準備金から繰り入れます。

収 入



保険料収入 138億4,796万6千円

皆様や事業主から納めていただく保険料は組合運営の大切な財源です。

調整保険料収入、財政調整事業交付金など 4億3,706万3千円

支 出

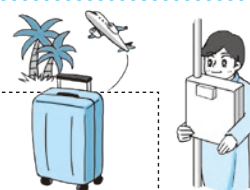


保険給付費 82億1,000万5千円

皆様が病気やけがをしたときの、医療費や各種給付金の費用です。

保健事業費 9億8,460万2千円

人間ドックなどの各種健診事業や、宿泊施設を利用した際の補助金事業などの費用です。



納付金 50億2,517万1千円

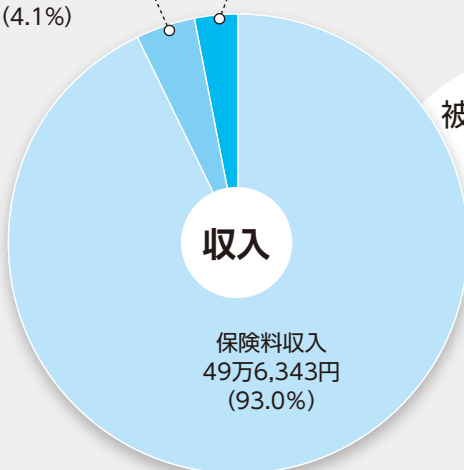
国へ納付する後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等の費用です。



財政調整事業拠出金、事務費、予備費など 6億7,076万9千円

準備金繰入
2万1,703円
(4.1%)

その他
1万5,665円 (2.9%)



一般勘定

被保険者1人当たりで
予算を見てみると

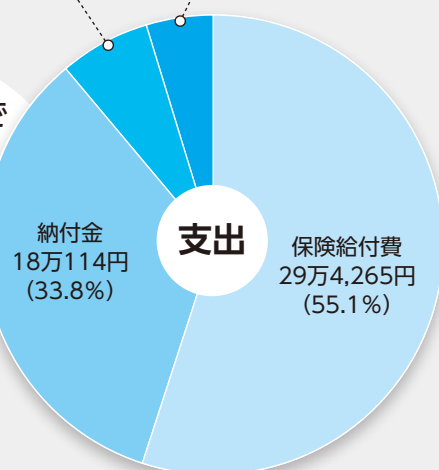
合計

53万3,711円



保健事業費
3万5,290円 (6.6%)

その他
2万4,042円 (4.5%)



収 入

科 目	予算額 (千円)
介護保険収入	1,617,728
繰入金	74,774
雑収入等	12
合 計	1,692,514

介護勘定予算

介護勘定予算は
総額16億9,251万4千円に決定
されました。



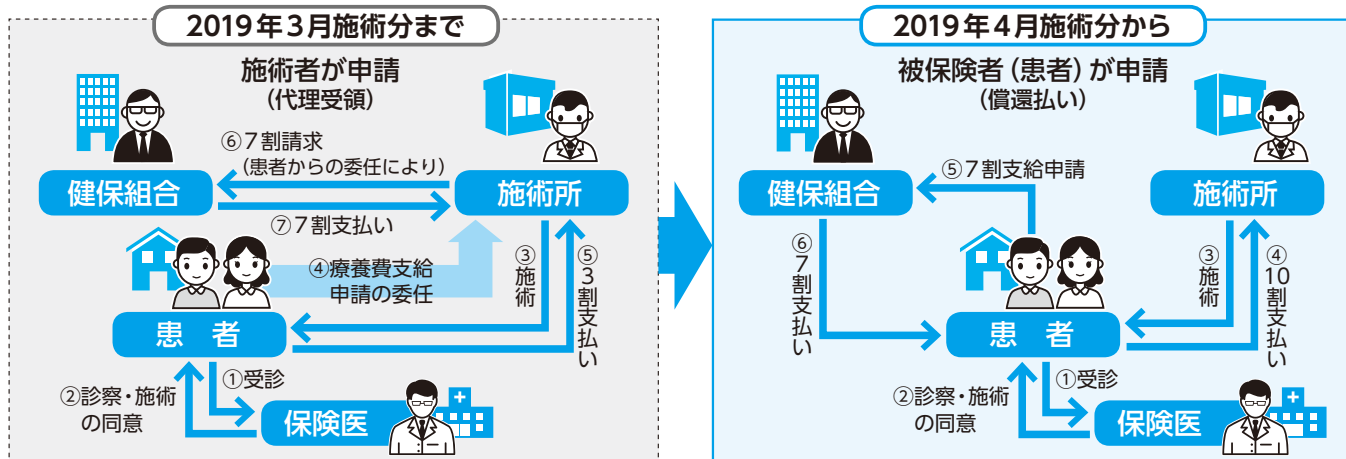
支 出

科 目	予算額 (千円)
介護納付金	1,641,814
介護保険料還付金	700
予備費	50,000
合 計	1,692,514

「はり、きゅう、あんま・マッサージ指圧」療養費の申請方法が変わります!

被保険者が申請

当健保組合では、これまで「はり、きゅう、あんま・マッサージ指圧」療養費の支給申請につきましては、はり、きゅう等施術者が被保険者(患者)に代わって申請をする「代理受領」も取り扱ってきましたが、2019年4月施術分以降につきましては、「被保険者(患者)が申請」のみの取り扱いとなります。これまで「代理受領」で申請していた方も、4月施術分以降はすべて「被保険者(患者)が申請」での取り扱いとなりますので特にご注意ください(下図参照)。対象者の皆様には、ご理解・ご協力をお願いいたします。



「はり、きゅう、あんま・マッサージ指圧」を健康保険で受ける条件は以下のとおりです。

条件が限定されています

1 「はり、きゅう、あんま・マッサージ指圧」を健康保険で受けることができる症状

はり・きゅう

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等で、**医師による適当な治療手段のないもの**。医療機関で同じ傷病で診療を受けた場合は、はり、きゅうの施術に健康保険を使えません。

あんま・マッサージ

関節拘縮、筋麻痺等であって、**医療上マッサージ等を必要とする場合**。疲労回復を目的としたものは療養費の支給対象外となります。

2 「はり、きゅう、あんま・マッサージ指圧」を健康保険で受けるための条件

事前に医師の診察を受けて、「はり、きゅう、あんま・マッサージ指圧」の施術を受けることに対する、医師の同意書が必要となります(長期間にわたる施術の場合は、6ヵ月ごとに同意書が必要)。

3 療養費の支給申請方法(被保険者が申請)

- ① 施術を受けた際の領収書を月ごとにまとめる。
- ② 領収書、医師の同意書(どちらも原本)を申請書に添えて被保険者が健保組合へ提出する。

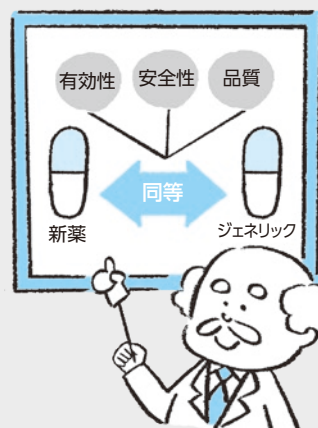
申請書と同意書の書式は当健保組合ホームページからダウンロードすることができます。
なお、施術所に同様の書式が備え付けてある場合もあります。施術所にご確認ください。

保険給付全般の詳細につきましては、当健保組合ホームページ(<http://www.st-kenpo.or.jp>)をご覧ください。

厳しい基準をクリアしているから安心

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)と同一の有効成分が同一量含まれています。新薬と同等の効き目をもつことを確かめるために、開発段階からさまざまな試験の実施が義務づけられており、製造段階でも、国の定めた厳しい基準による品質管理が行われます。また、有効性・安全性・品質について厳格な審査をクリアしたメーカーに対して、国がジェネリック医薬品の製造販売を承認しています。

さらに販売後も、病院や薬局とメーカーを結ぶ医薬品情報の担当者を通じて、さまざまな情報が収められることで、薬の安全性が守られています。このようなプロセスを経たジェネリック医薬品だからこそ、安心して利用できるのです。





特定保健指導ってどんなこと？ 無料で受けられます！

「動機づけ支援」の案内
もらったAさん



動機づけ支援

では、こんなことをします

健康診断の結果に基づき特定保健指導の対象になった方には、
当健保組合から案内をお送りしています。

特定保健指導では、保健師や管理栄養士などの支援スタッフ
が、生活習慣改善をめざしてアドバイスやフォローをしてくれ
ます。実際にどんなことが行われるのか、見てみましょう。

「積極的支援」の案内
もらったBさん



積極的支援

では、こんなことをします

初回面接

保健師などの支援スタッフと面接し、生活習慣改善に向けて、運動や食事などに関する具体的
アドバイスを受けます。また、腹囲や体重を減らすための具体的な行動目標や計画を立てます。
(面接は個人で行う場合と、グループで行う場合があります)

たとえば

こんな目標・
計画を立てます

- 体重を4kg減らす。
- 晩酌はビール2缶 → 1缶にする。
- 食事は肉 → 魚・野菜中心にする。
- 駅までの通勤を自転車から徒歩にする。

...etc.

これなら
できそう



6カ月間、
自分で計画を実践...



3カ月以上の継続的支援

個別またはグループ面
接、電話、メール、手紙、
FAXなどの方法により、
3カ月以上の継続的な支
援を受けます。動機づけ
支援より手厚い、複数回
に及ぶ支援となります。



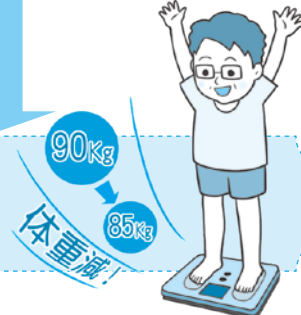
生活習慣
改善を実践...



6カ月後

評価

初回面接で設定した目標や計画が
達成できたか、確認します。



当健保組合から特定保健指導のご案内があった方は必ず受けていただき、
脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病のリスクを減らしましょう！

特定保健指導の対象者等の詳細につきましては「2019年度 健康診断・保健指導ガイド」P8・9をご覧ください。

特定保健指導の効果は？

腹囲と体重が減少し、血糖、血圧、血中脂質も改善！

特定保健指導（積極的支援）による改善状況

厚生労働省「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」資料より

特定保健指導を終了した方は、腹囲、体重が大きく減少し、血糖、血圧、血中脂質も改善しています。

特定保健指導（積極的支援）実施前後の比較（50～54歳男性の例）

実施前		実施後	
腹囲	91.2cm	腹囲	88.9cm
体重	75.1kg	体重	73.2kg
血糖（HbA1c）	5.71%	血糖（HbA1c）	5.67%
血圧	130.5／83.3mmHg	血圧	128.6／81.9mmHg
血中脂質（中性脂肪）	191.3mg/dL	血中脂質（中性脂肪）	164.0mg/dL

測量地質健康保険組合から被保険者の皆様へお知らせ

事業所との個人データの共同利用について

当健保組合では、被保険者の皆様の健康管理のため、事業所と個人データを共同利用しております。当健保組合ホームページ等でもお知らせしておりますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

共同利用の概要

個人情報保護法では、健康診断等の個人データは、あらかじめ本人の同意なく第三者に提供してはならないとされておりますが、同法第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用される個人データについては、個人データを共同で利用すること等（詳細は下記1～4参照）について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に

知りえる状態に置いているときは、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当せず、個人情報取扱事業者は、本人の同意がなくても、個人データを提供することができるとされています。

当健保組合では、健康診断結果等を事業所へ情報提供するため、健康診断結果等の個人データを事業所と「共同利用」させていただいております。

1. 共同利用する個人データの項目

当該事業所の被保険者の氏名、生年月日、年齢、性別、被保険者証記号番号、健診機関名、健診区分、健診日、健診結果及び数値・判定（労働安全衛生法に規定する定期健康診断の範囲）、特定保健指導対象者の氏名、該当する特定保健指導コース、受診勧奨対象者（健康診断後に治療又は精密検査が必要と判断された方で、医療機関への受診が確認できない方）の氏名及び該当する検査結果（労働安全衛生法に規定する定期健康診断の範囲）。

2. 共同利用者の範囲

健康診断受診者、特定保健指導対象者及び受診勧奨対象者が勤務する測量地質健康保険組合適用事業所と測量地質健康保険組合。

3. 共同利用目的

- ・適用事業所としては労働者の健康管理のため。
- ・測量地質健康保険組合としては加入者の健康管理のため。
- ・適用事業所と測量地質健康保険組合が協力して保健指導及び重病化予防を進めるため。

4. 共同利用に係る個人データの管理責任者

測量地質健康保険組合。

※共同利用を希望されない場合 総務部施設課までお申し出ください。

なにかご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

総務部施設課 TEL 03-3987-3151

一般健診の検査項目の追加及び変更について

現在、当健康保険組合健診センター及び委託健診機関にて実施している一般健診（35歳未満対象）には、労働安全衛生法に基づく法定検査項目の一部が含まれていないことから、2019年4月1日より、追加及び変更いたします。



【追加検査項目】	
検査区分	検査項目
身体計測	腹囲
生理学的検査	心電図
生化学検査	HDL コレステロール LDL コレステロール 中性脂肪

【変更検査項目】	
変更前	変更後
聴力 (簡易法)	聴力 (オーディオメーター)



- 今回の追加等により、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の法定検査項目を満たすこととなります。
- 一部負担金（被保険者：2,000円、被扶養配偶者：無料）の変更はありません。
- 申込方法等の詳細につきましては、別冊『健康診断・保健指導ガイド』をご覧ください。

改元等に関わる業務について

- 2019年5月1日の改元に伴う各種申請書式の変更につきましては、準備を進めております。詳細につきましては、当健保組合のホームページにて、広報いたします。
- 2019年5月1日の新天皇即位に伴い、同日が祝日となることから、**4月27日（土）～5月6日（月）**までの間、業務を休業させていただきます。

2019年度 任意継続被保険者の 標準報酬月額の上限について

標準報酬月額上限：360,000円
参考（2018年度 360,000円）
適用年月日：2019年4月1日

組合の現況

（2019年2月末現在）

事業所数	566社
被保険者数	27,902人
被扶養者数	22,339人
平均標準報酬月額	365,623円

表紙題字は内藤理事長 揮毫